

上智大学動物実験規則

制定 平成 23 年 1 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規則は、上智大学（以下「本学」という。）における動物実験を、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに教職員、学生等の安全確保の観点から適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、平成 24 年 9 月改正）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号、平成 25 年環境省告示第 84 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）（以下「基本指針」という。）」、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006 年 6 月日本学術会議）」及び本規則に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、飼養し、又は保管している動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6) 施設等 実験動物を恒常的に飼育する飼養保管室及び動物実験等（一時保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (7) 動物施設管理者 施設等の管理を統括する者で学長が指名する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規則は、哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の動物を用いた実験については、他に定めのない限り、本規則を準用する。

3 動物実験等を本学以外の機関等に委託等をする場合は、その委託先においても、動物愛護管理法及び飼養保管基準に基づき実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

第 4 条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験計画の

承認、動物実験計画の実施の結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開及びその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じるものとする。

(動物実験責任者)

第5条 動物実験の計画及び実施に当たっては、実験ごとに動物実験責任者を定めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、本規則第7条第5項に定める動物実験委員会委員長によって動物実験責任者として適当と認められた者のうちで実験計画書に記載された者とする。
- 3 動物実験責任者は、関連法令等及び本規則を熟知し、次の任務を行うものとする。
 - (1) 実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
 - (2) 動物実験実施者に対し、法令等及び本規則を熟知させるとともに、実験動物の取り扱いに関する教育訓練を行い、安全確保に努めること。
 - (3) 施設等の適切な管理及び監督に当たること。
 - (4) 動物実験等の計画承認申請、計画変更届出、経過・中止・終了報告及び実験動物の譲渡、提供及び委託等に当たり、定められた手続きを行うこと。
 - (5) その他動物実験等の安全確保に関して必要な事項を実施すること。
- 4 動物実験責任者が、遺伝子組換え動物を用いる動物実験等の計画を立案するときは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」及び関連省令の適用を受け、「上智大学における遺伝子組換え生物の使用並びに安全管理に関する規程」に基づき行うこととする。
- 5 動物実験責任者が、特定外来生物に該当する実験動物を導入する場合は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」及び関連法令の適用を受け、主務大臣に対し必要な手続きを行うこととする。
- 6 動物実験責任者が、動物愛護管理法で定める特定動物に該当する実験動物を導入する場合は、同法に基づく特定動物に関する基準等の適用を受け、東京都知事に対し必要な手続きを行うこととする。
- 7 動物実験責任者が、麻薬又は向精神薬等を使用する場合は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）」及び関連法令の適用を受け、東京都知事に対し必要な手続きを行うこととする。

(動物実験実施者)

第6条 動物実験実施者は、動物実験責任者によって動物実験実施者として適当と認められた者のうちで、実験計画書に記載された者とする。

- 2 動物実験実施者は、実験の実施に当たっては、安全確保について十分自覚し、関連法令及び本規則等に定められる操作手順等を守らなければならないものとする。

(動物実験委員会)

第7条 第7条 本学に動物実験委員会を設置し、次の事項について企画、調査及び審議し、学長に報告及び助言する。

- (1) 動物実験計画について、関連法令等及び本規則への適合性の審査に関すること。

- (2) 動物実験計画の実施経過及び結果に関すること。
 - (3) 施設等の設置承認及び廃止に関すること。
 - (4) 施設等の整備及び管理に関すること。
 - (5) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (6) 動物実験等、実験動物の適切な取扱い及び関連法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
 - (7) 動物実験実施者等の健康管理に関すること。
 - (8) 事故発生の際の必要な措置及び改善策の整備に関すること。
 - (9) 本規則の改廃に関すること。
 - (10) 自己点検・評価に関すること。
 - (11) 情報公開に関すること。
 - (12) その他動物実験等の適切な実施のために必要な事項。
- 2 動物実験委員会は、必要に応じ、動物実験施設を査察し、動物実験責任者に対し報告及び説明を求めることができることとする。
 - 3 動物実験委員会委員は、次の各号に掲げる者に学長が委嘱する。
 - (1) 理工学部長
 - (2) 総合人間科学部心理学科長
 - (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者（1名）
 - (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者（2名）
 - (5) 動物実験等を実施しない教員で動物実験等に関連する学識経験を有する者（1名）
 - (6) 保健センター主任医師
 - (7) 教職員の健康及び安全管理等に責任を有する職員
 - (8) 遺伝子組換え生物実験安全主任者
 - (9) 財務局管財グループ長
 - (10) 学術情報局研究推進センター長
 - (11) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めた者
 - 4 前項第3号から第5号及び第11号に係る委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 理工学部長は、動物実験委員会の委員長となり、委員会を招集し、会議を主宰する。
 - 6 動物実験委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 7 動物実験委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
 - 8 動物実験委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。
 - 9 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
 - 10 委員は、自らが動物実験責任者となる実験計画の審査に加わることができない。

(動物実験等の計画立案)

第8条 動物実験責任者は、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験等の計画を立案することとする。

- (1) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用しなければならない。(Replacement)

- (2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくしなければならない。(Reduction)
- (3) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならない。(Refinement)
- (4) 実験動物の選択に当たり、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件に配慮するものとする。
- (5) 実験動物を処分しなければならない場合には、「動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」に基づき、これを行うものとする。

(手続)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たり、次の各号に定める関係書類を添え、学長にその計画等を申請、届出又は報告するものとする。なお、動物実験計画について、学長の承認を得た後でなければ実験等を行うことができない。

- (1) 動物実験等の計画を申請する場合 動物実験計画承認申請書（上動実第1号、上動実第2号、標準操作手順）
 - (2) 動物実験等の動物実験実施者、実施期間あるいは実験方法等を変更する場合 動物実験計画変更届（上動実第3号）
 - (3) 動物実験等を中止又は終了する場合及び経過報告を行う場合 動物実験（経過・中止・終了）報告書、教育訓練報告書及び動物実験自己点検表（上動実第4号、上動実第5号、上動実第6号、上動実第7号）
 - (4) 実験動物を譲渡等しようとする場合又は譲渡等を受けようとする場合 実験動物譲渡等届（上動実第9号）
 - (5) 動物実験等を別の機関等に委託する場合 動物実験委託届（上動実第10号）
- 2 学長は、前項により承認の申請があった実施計画等について動物実験委員会に諮問するものとする。
- 3 学長は、動物実験委員会の審議の結果に基づいて、実験計画の実施等について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
- 4 学長は、前項の結果を、速やかに、当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 5 動物実験責任者が所属する学部の長は、施設等の設置又は廃止等に当たり、次の各号に定める関係書類を添え、学長に申請又は届出するものとする。なお、施設等の設置について、学長の承認を得た後でなければ動物実験の実施又は実験動物の飼養保管を行うことができない。
- (1) 実験動物の飼養保管室または動物実験室を設置する場合、動物実験施設等設置承認申請書（上動実第11号、上動実第12号）
 - (2) 実験動物の飼養保管室または動物実験室を廃止する場合、動物実験施設等廃止届（上動実第13号）
- 6 学長は、前項により承認の申請があった施設等の設置について動物実験委員会に諮問するものとする。
- 7 学長は、動物実験委員会の審議の結果に基づいて、施設等の設置について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

- 8 学長は、前項の結果を、速やかに、動物実験責任者が所属する学部の長に通知するものとする。

(動物実験等の実験操作)

第10条 動物実験実施者は、適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うものとする。

- 2 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び関連法令等に基づき、以下の事項を遵守することとする。
 - (1) 適切な麻酔薬及び鎮痛剤等の利用
 - (2) 実験の終了の時期・人道的エンドポイント・安楽死の配慮
 - (3) 適切な術後管理
- 3 動物実験実施者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）」等を遵守するものとする。物理的、化学的な材料又は病原体を取り扱う動物実験等においては、人の安全及び健康を確保し、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、配慮するものとする。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設等の状況を踏まえつつ、特段の注意を払うものとする。
- 4 動物実験実施者は、科学的にかつ動物福祉の観点から見て適正な動物実験を実施するため、施設等の適切な維持及び管理に配慮し、適切な給餌及び給水等の飼育管理を行うものとする。
- 5 動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めることとする。
- 6 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、当該手術の知識又は経験等を有する者の指導下で行うものとする。
- 7 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、その成果等について学長に報告するものとする。

(施設等の要件)

第11条 動物施設管理者は、各実験が関連法令及び本規則等に沿って行えるよう施設等の適切な維持管理及び整備に努めることとする。

- 2 施設等は、関連法令及び飼養保管基準に定められた要件を満たさなければならないものとする。
- 3 動物実験責任者は、施設等の廃止に当たり、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を本学以外の施設等に譲り渡すよう努めることとする。

(実験動物の飼養及び保管)

第12条 動物実験実施者は、関連法令及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実験動物の飼養及び保管を実施すること。

- 2 動物実験責任者は、実験動物の飼養保管について等の標準操作手順を定め、動物実験実施者に周知し、遵守させるよう努める。

(安全管理)

第 13 条 動物施設管理者及び動物実験責任者は、飼養保管基準に基づき、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
 - (2) 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関等へ連絡すること。
 - (3) 実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じること。
 - (4) 毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、必要な事項を別途定めること。
 - (5) 実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。
 - (6) 地震及び火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。
 - (7) 緊急事態の発生時には、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めること。
- 2 緊急事態が発生した場合には、動物実験責任者は必要な応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を動物施設管理者に連絡しなければならないものとする。報告を受けた動物施設管理者は、動物実験委員会委員長、学長及び学生局保健センター長に伝達するとともに、直ちに必要な措置を講じなければならないものとする。

(教育訓練)

第 14 条 動物実験実施者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本規則
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 教育訓練には、学外で開催される研修等への出席が含まれるものとする。
- 3 教育訓練を実施した者は、実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保管するものとする。

(健康診断)

第 15 条 学長は、動物実験実施者の健康管理について、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 動物実験実施者に対し、動物実験等の開始前及び開始後 1 年を超えない期間ごとに健康診断を行うこととする。ただし、本学で行う一般定期健康診断及び学生健康診断をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 前号の健康診断のほか、動物実験実施者の安全保持のため必要と認める場合には、臨時の健康診断を行うことができるものとする。

- 2 動物実験責任者は、動物実験実施者に対し、健康診断の受診確認をするとともに、動物実験実施者の健康状態の把握に努めなければならないものとする。
- 3 動物実験実施者は、絶えず自己の健康管理に留意し、実験室の感染発生の予防に努めるとともに、健康に変調をきたした場合は、直ちに動物実験責任者に報告しなければならないものとする。

(自己点検・評価)

第 16 条 動物実験等の基本指針への適合性に関し、学長の諮問下、動物実験委員会は動物実験責任者から自己点検のために調査資料(自己点検表 上動実第 8 号)を提出させ、自己点検・評価を行うこととする。

- 2 動物実験委員会は、自己点検・評価について、学長に報告することとする。

(情報公開)

第 17 条 学長は、本学における動物実験等に関する情報について、毎年 1 回程度公表することとする。

(規則の改廃)

第 18 条 本規則の改廃は、動物実験委員会の議を経て、学院の定める手続きによる。

(事務)

第 19 条 動物実験委員会に関する事務は、財務局管財グループが担当する。

附 則

本規則は、2011 年(平成 23 年) 1 月 1 日 から施行する。

附 則

本規程は、2014 年(平成 26 年) 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

本規程は、2016 年(平成 28 年) 9 月 1 日から改正、施行する。